

令和7年4月から 紙類・布類の収集方法が変わります

問 クリーンセンター ☎ (93) 4529



収集方法が“拠点”の収集に変わります。

これまで実施していた「ごみ収集場所」での紙類・布類の収集や「末廣農場駐車場」「北部コミュニティセンター第2駐車場」での古紙回収などは、令和7年4月から拠点による収集に変わりますので、次の常設や臨時の収集場所をご利用ください。

- 常設：市役所・中部ふれあいセンター・市営運動場
- 臨時：市内地域集会所などに集約

※臨時場所の詳細は広報4月号・市公式ホームページでお知らせします。



ごみ分別アプリが便利です



さんあ〜る

スマートフォンで、ごみの収集日や分別方法などをお知らせする便利な機能を備えたアプリ「さんあ〜る」をご利用ください。

アプリのダウンロードはこちらから



【App Store】



【Google Play】

消費生活
相談コラム

賃貸住宅の「原状回復」トラブルにご注意 住みはじめるときから、「いつか引っ越すとき」に備えておこう！



【相談事例】

- 敷金礼金不要のアパートを退去したら、契約書の記載と異なるエアコン清掃代や入居前からあったフローリングの傷の修繕費用まで請求された。
- アパートを退去した際、自分では通常損耗だと思う箇所の修繕費用や、契約書に記載のない費用を請求され納得できない。
- 20年以上住んだマンションを退去した際、入居時から付いていた傷について「最近付いたもの」として修繕費用を請求された。

【アドバイス】

- 契約する前に、契約内容の説明をよく聞き、契約書類の記載内容をよく確認しましょう。
- 入居するときには、賃貸住宅の現在の状況をよく確認し、写真を撮るなどして記録に残しましょう。
- 入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
- 退去時には、清算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。
- 不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、消費生活センターに相談しましょう。

問 消費生活センター ☎ (93) 5348